

議案第80号

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月目黒区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月目黒区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正)

第3条 目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月目黒区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。